

令和2年度 行政手続に関する押印・書面規制等の見直し状況について

作成年月日	令和3年3月30日
作成部局課	企画県民部企画財政局新行政課

1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、令和2年10月に策定した「行政手続に関する押印・書面規制等の見直し基本方針」に基づき、全庁を挙げた取組を実施。

【行政手続に関する押印・書面規制等の見直し基本方針（抜粋）(R2.10.12)】

原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。

まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止
(具体例) 各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法(マイナンバーカード等)を整備

(2) 書面規制等の見直し

- 行政手続の原則オンライン化を進め、各種申請・届出・報告・通知など、行政手続の様式を標準化、添付書類を削減・簡素化
(具体例) 電子申請共同運営システムの利用率向上、公共施設の利用申請等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入 等

2 押印の見直し

(1) 令和2年度の見直し内容

- 押印を求める県独自の手続は1,895手続
 - ・ うち、**1,873手続(98.8%)**で押印を廃止
令和2年度末時点で規則等の改正等により、**1,833手続(97.9%)**で押印を廃止
 - ・ うち、22手続(1.2%) (印鑑登録証明書付きの実印を求める手続等)は押印の存続も含め引き続き検討
- 国の法令等に基づき押印を求める手続は1,408手続
 - ・ うち、法令改正が行われたものについては、令和2年度末時点で県の規則改正により**21手続(1.5%)**で押印を廃止

※押印に代わる本人確認手段として、様式に連絡先記入欄(住所、電話番号、電子メールアドレス)を追加

申請・届出内容の確認等における多様な連絡手段を確保するとともに、デジタル化への対応を図るため、住所及び電話番号に加え、現在、広く使用されている電子メールを連絡先として追加し、県民・事業者等の利便性を向上
一方、電子メールアドレスを保有していない県民等も想定されること等から、電子メールアドレス記入欄への記載は任意とし、記載がない場合であっても、申請書等に不備があるものとして取り扱うことなく受理するよう徹底

① 県独自の手続：1,895手続

ア 押印を廃止する手続(1,873手続)

- ・ **1,833手続(規則に基づく手続675手続、要綱・要領等に基づく手続976手続、根拠がない手続182手続)**は、令和2年度末時点で規則等の改正等により廃止
- ・ 40手続は、令和3年4月以降に廃止予定
 - ・ 教育委員会所管の手続(39手続)
知事部局における改正(R3.4.1)内容を踏まえた審議が必要な手続、市町教育委員会の押印で市町との調整等が必要な手続 等
 - ・ 条例に基づく手続(1手続)
令和3年度に条例を改正して廃止(職員のサービスの宣誓に関する条例に関する手続(宣誓書の押印の見直しとともに、対面規制の見直しも検討))

(令和3年3月31日時点見込)

区 分	手続数	廃 止			存続も含め引き続き検討			
		R2年度末 廃止	廃止 予定	押印の種別				
				印鑑 証明付	登録印	認印		
県民による申請等の手続	1,605	1,583	1,545	38	22	17	3	2
規則に基づく手続	690	683	647	36	7	5	0	2
条例に基づく手続	0	0	0	0	0	0	0	0
要綱・要領等に基づく手続	743	728	726	2	15	12	3	0
根拠規定がない手続	172	172	172	0	0	0	0	0
県庁内部の手続	290	290	288	2	0	0	0	0
規則に基づく手続	28	28	28	0	0	0	0	0
条例に基づく手続	1	1	0	1	0	0	0	0
要綱・要領等に基づく手続	251	251	250	1	0	0	0	0
根拠規定がない手続	10	10	10	0	0	0	0	0
合 計	1,895	1,873	1,833	40	22	17	3	2
規則に基づく手続	718	711	675	36	7	5	0	2
条例に基づく手続	1	1	0	1	0	0	0	0
要綱・要領等に基づく手続	994	979	976	3	15	12	3	0
根拠規定がない手続	182	182	182	0	0	0	0	0

イ 押印の存続も含め引き続き検討する手続(22手続)〔別紙〕

- (ア) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続(資金貸付事業に関する手続等)(17手続)
厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保等が必要であり、国における類似手続の見直し状況等も参考に引き続き検討

【参考：国の状況】「矯正医官修学資金貸与申請における連帯保証手続」（法務省）
 国の債権を適切に管理するにあたり、保証人の真正な意思を確認するため、
 保証人の押印を廃止することは困難。

(イ) 金融機関届出印を求める手続（銀行口座振替に関する手続等）（3 手続）

金融機関が届出印の押印を求めているため、国における類似手続の見直し状況等も参考に引き続き検討

【参考：国の状況】「国民年金保険料等口座振替手続」（厚生労働省）
 口座振替手続について、金融機関に対する届出印のため廃止することは困難。

(ウ) その他の手続（2 手続）

・ 請願に関する手続（1 手続）

県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めており、国や他府県の取扱いを踏まえ引き続き検討

・ 送金通知書による現金受領の委任に関する手続（1 手続）

受任者が当該様式を金融機関の窓口へ提出し、その場で現金を受領する手続であるため、委任欄の押印以外に委任者の意思を確認できないことから、押印の代替手段や、口座振替による当該手続自体の廃止等も含めて、引き続き検討

② 国の法令等に基づく手続：1,408 手続

法令改正が行われたものについては、令和 2 年度末時点で県の規則改正により 21 手続について押印を廃止

(例) 障害福祉サービス事業等開始届 等

3 書面規制の見直し（令和 2 年度分）

(1) 様式の見直し

他の書面等で代替可能であること、記載事項の簡素化、様式の統合などにより、様式を簡素化等する見直しを実施

様式の根拠	手続数	主な手続・見直し内容
要綱・要領等	34	・補助金交付申請（交付決定金額変更及び交付決定内容変更に係る申請書の統合） ・職員の出勤簿（紙の出勤簿の廃止） ・ひょうご新商品調達認定制度の認定申請（実施計画書から特許等の取得状況や公的支援等の状況などの項目を削除）
根拠規定なし	4	・男女共同参画センター登録グループ申請（申請書から会員人数欄等を削減）
計	38	

(2) 添付書類の見直し

他の書面等で代替可能であること等により、添付書類を廃止する見直しを実施

添付書類の根拠	手続数	主な手続・見直し内容
規則	11	・公益信託の引受けの許可申請（印鑑証明書の添付廃止） ・事業内職業訓練費補助金の交付請求（交付決定通知書等の写しの添付廃止）
要綱・要領等	60	・田舎暮らし農園施設整備支援事業の実績報告（計画申請時に提出した位置図、賃貸契約書、見積書などの添付廃止） ・空き家活用支援事業申請（メーカ、型番等を見積書に記載することで、キッチン・トイレ・洗面エッジなど改修工事に要した商品のカタログの添付廃止） ・あわじ環境未来島構想推進事業申請（役員名簿、規約の添付廃止）
計	71	

※上記の取組により、申請者・届出者の利便性向上と、行政手続のオンライン化を一層進める。（電子申請共同システムによるオンライン化手続数：877 手続）

4 対面規制の見直し（令和 2 年度分）

県が申請書類などの持参を求めている手続のうち、81 手続で郵送・メール等での対応も可能とするよう見直し

区分	手続数	内容
県施設の利用に関する手続	14	・県民会館施設使用申込 ・県立丹波年輪の里利用許可申請 等
許認可に関する手続	47	・遊漁船業の登録申請 ・産業廃棄物収集運搬業更新許可申請 等
届出・報告に関する手続	17	・食品衛生管理者の届出 ・医薬品等の回収報告 等
助成・減免に関する手続	3	・自動車税身体障害者減免申請 等
計	81	

※①原本や図面等の詳細な確認が必要な手続（免税軽油使用者証交付申請手続等）、②指導・注意喚起が必要な手続（県立但馬飛行場利用届等）など、対面規制が存置されている手続（45 手続）については、対面の必要性や申請者の利便性等を踏まえ、引き続き見直しを検討。

5 県民・事業者等への周知

令和 2 年度に実施した押印の廃止、書面規制及び対面規制の見直し内容について、県ホームページへの掲載や、関係団体への通知などにより、県民・事業者等に対して広く周知を行う。

(問い合わせ先)
 企画県民部企画財政局新行政課組織・事務改革班 TEL:078-362-4041

押印の存続も含め引き続き検討する手続(22手続)

1 印鑑登録証明書付き実印を求める手続(17手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
1	県税還付委任手続	県税管理事務処理要綱	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	納税者以外の者に還付する場合、納税者の厳格な意思確認が必要。	企画県民部
2	兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	企画県民部
3	消費者訴訟費用貸付手続	消費生活条例施行規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	企画県民部
4	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
5	兵庫県特定専門医研修資金貸与手続	兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 医師免許証の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
6	公衆衛生医学生等修学資金貸与手続	公衆衛生医学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
7	看護師学生等修学資金貸与手続	看護師学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
8	母子父子寡婦福祉資金貸付手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
9	林業・木材産業改善資金貸付手続	兵庫県林業・木材産業改善資金事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	農政環境部
10	沿岸漁業改善資金貸付手続	沿岸漁業改善資金貸付規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	農政環境部
11	官民有地境界協定申請手続	官民有地境界協定事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	官民有地境界協定の申請書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	県土整備部
12	岩石採取跡地整備等連帯保証手続	兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	連帯保証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	県土整備部
13	粒子線治療資金貸付手続	粒子線治療資金貸付規程	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 健康保険証の写し	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
14	病院局医師修学資金貸与手続	病院局医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
15	病院局地域医師修学資金貸与手続	病院局地域医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
16	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
17	病院局看護師修学資金貸与手続	病院局看護師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局

2 金融機関届出印を求める手続(3手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
18	兵庫県職員財産形成貯蓄申込・解約手続	兵庫県職員財形貯蓄事務取扱要領	金融機関届出印	—	控除預入手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
19	県税口座振替依頼手続	県税口座振替事務処理要綱	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
20	県立学校授業料等口座振替依頼手続	県立学校授業料等口座振替収納事務取扱要領	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	教育委員会

3 その他の手続(2手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
21	請願	兵庫県議会会議規則	指定なし	—	県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めているが、国や他府県の取扱いを踏まえ検討。	議会事務局
22	送金通知書による現金受領委任手続	財務規則	指定なし	—	受任者が当該様式を金融機関の窓口に提出し、その場で現金を受領する手続であるため、委任欄の押印以外に委任者の意思を確認できないことから、押印の代替手段や、口座振替による当該手続自体の廃止等も含めて、引き続き検討。	出納局